

介護報酬改定について（居宅介護支援）

1. 用語の定義

用語の定義

1 告示

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第20号）

2 留意事項通知

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）

3 その他

入院時情報連携加算、退院・退所加算及びモニタリングに係る様式例の提示について

2. 改正点

居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
 - イ (主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
 - ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
 - エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

介護保険最新情報Vol.1225 問116、117

新設された「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会について

入院時情報連携加算の見直し

入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位/月（変更）

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

<改定後>

入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位/月（変更）

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

介護最新情報Vol.1225 問118、119

医療機関へ情報提供するタイミング、算定のルールについて

通院時情報連携加算の見直し ターミナルケアマネジメント及び特定事業所医療介護連携 加算の見直し

【通院時情報連携加算】

主治の医師に加えて、歯科医師の診察を受ける場合に同席し、情報提供した場合も加算を算定できるように見直しされた。

【ターミナルケアマネジメント】

対象を末期悪性腫瘍患者に限定しないこととした。

【特定事業所医療介護連携加算】

ターミナルケアマネジメントの見直しを受け、算定要件をターミナルケアマネジメントの算定が5回以上から、15回以上と見直しされた。

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

算定要件等

対象となる利用者

- ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

単位数 所定単位数の95%を算定

介護報酬は、業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しされたもの。